

河原町地域包括支援センターの委託先法人の変更等について

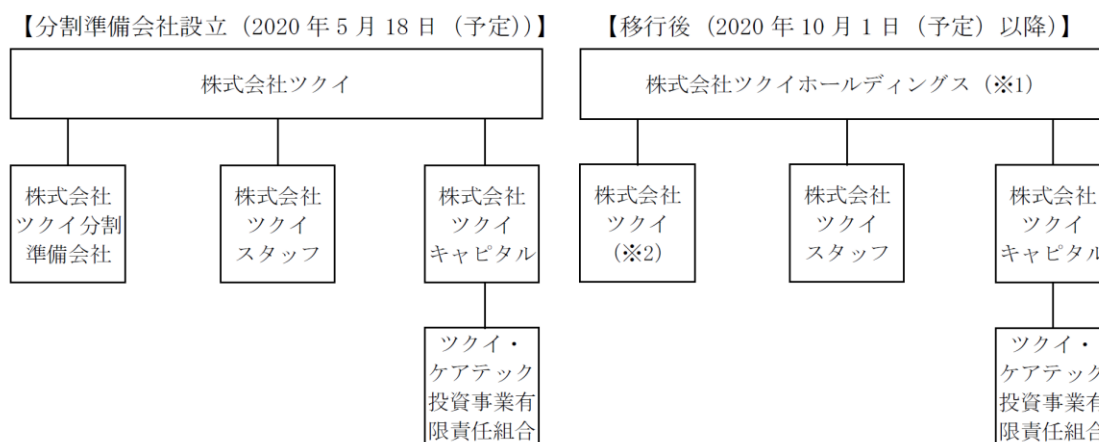
1 委託先法人の変更について

河原町地域包括支援センターを設置運営している株式会社ツクイ（「現ツクイ」という。）は、令和2年10月1日に吸収分割により持株会社体制への移行を予定しており、介護事業をはじめとする一切の事業を株式会社ツクイ（「新ツクイ」という。）に承継することから、当該センターに係る業務の委託先法人を同日付で変更し、委託業務を継承させることとする。

※「現ツクイ」が営んでいた介護事業と、「新ツクイ」が営む介護事業は実質的に同一の事業となり、地域包括支援センターの運営においては変更は伴わないものである。

（参考）株式会社ツクイプレスリリース資料「持ち株会社体制への移行に伴う分割準備会社の設立、吸収分割契約および定款の一部変更（商号および目的の変更）に関するお知らせより一部抜粋

<持株会社体制移行後のグループ体制>



※1 2020年10月1日付で「株式会社ツクイ」から商号変更予定。

※2 2020年10月1日付で「株式会社ツクイ分割準備会社」から商号変更予定。

2 地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業所の廃止及び設置について

法人の吸収分割に際し、令和2年9月30日をもって「現ツクイ」は河原町地域包括支援センター及び介護予防支援事業所を廃止する予定である。

また、10月1日から、「新ツクイ」が河原町地域包括支援センターを設置する予定であり、設置される河原町地域包括支援センターについて、介護予防支援事業者の指定を行う。